

# 1.背景

## (1)PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)について

PRTRは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政庁に報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する仕組みである。

PRTRには、以下のような多面的な意義が期待されている。

- ①環境保全上の基礎データ
- ②行政による化学物質対策の優先度決定の際の判断材料
- ③事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進
- ④国民への情報提供を通じての、化学物質の排出状況・管理状況に係る理解の増進
- ⑤化学物質に係る環境保全対策の効果・進ちょく状況の把握

## (2)経緯

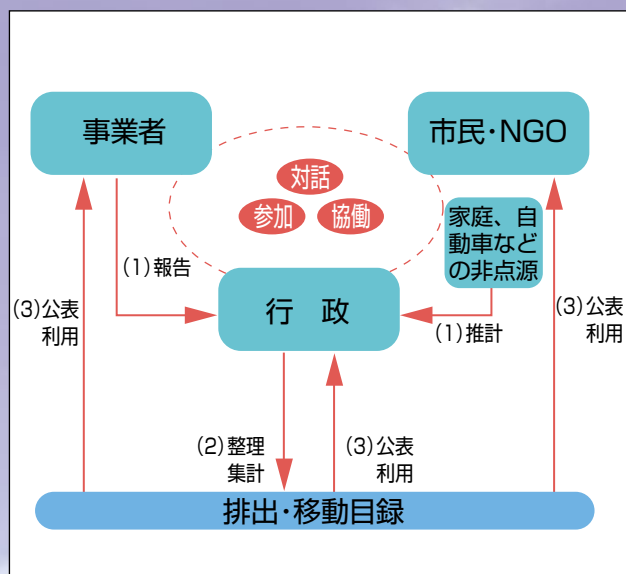
PRTRは、既に、米国、オランダ等の欧米諸国において制度化されており、1996年(平成8年)2月には、OECD(経済協力開発機構)が加盟国に制度化を勧告した。

この勧告を受け、我が国では平成11年7月「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)が制定された。

本法の規定に基づいて事業者による初めての届出が平成14年4月から7月1日までの間に実施されるとともに、これらの届出データ等が国により集計され、このたび第1回の公表が行われた。

また、この公表を受け、個別事業所の届出データ等について誰でも主務大臣に開示請求することができることとなりました。(ただし手数料が必要)

PRTRの基本的構造



排出と移動

